

静岡がんセンターは「特定機能病院」として承認されます

ファルマバレープロジェクト推進の追い風に

2013年3月27日
静岡県立静岡がんセンター

静岡がんセンターは、厚生労働省の社会保障審議会医療分科会を経て、3月18日、「特定機能病院」としての承認を受け、4月1日に厚生労働大臣により正式に決定されます。

「特定機能病院」は、医療や医療技術の開発、人材育成、医療安全などが高機能・高度な能力を備えている医療機関として承認されるもので、大学医学部・医科大学付属病院本院のすべての80病院と国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）の半数となる3病院以外では、全国の八千数百の病院のうち、大阪府立成人病センターとがん研有明病院の2病院が承認を受けているのみです。なお、県内では、浜松医科大学付属病院が承認されています。

今回、大学医学部附属病院や国立高度専門医療研究センターと同等の高機能病院との厚生労働省による承認を得たことで、全国から集まる医療従事者の育成・研修等を通じて地域医療の質の底上げに寄与するとともに、地域の医療機関との連携を強化し、医療技術の開発・評価の視点から、ファルマバレープロジェクト推進の追い風になることも期待されます。

【院長 玉井直からのコメント】

静岡がんセンターは開院以来10年余り、絶えず患者さんの視点を重視した、新しいがん診療のあり方を追求してきました。同時にがんに関する高度先進医療の提供と、医師をはじめ多職種の医療人材の育成にあたってきました。今回の特定機能病院の承認は、職員一同の努力と、県および県民の期待と応援の賜物です。医療安全や感傷防止対策など、特定機能病院の名にふさわしい体制整備をさらに進め、研究、教育体制を強化して、地域住民の方々に還元していきたいと考えております。また、この承認は、地域の医療産業育成のためのファルマバレープロジェクト推進にも貢献できると期待しています。

【補足】

○「特定機能病院」について

医療法第4条の2に定める、医療施設機能の体系化の一環として、①高度の医療の提

プレスリリース

供②高度の医療技術の開発③高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認した病院群。

<特定機能病院の承認の状況>

分類	箇所数
大学病院	80
国立	43
自治体立	8
私立	29
国立高度専門医療研究センター （ナショナルセンター）	3
自治体立機関	2※
その他	1
合計	86

※静岡がんセンターを含めています。